

特定小売供給約款以外の供給条件

（ 電気・ガス料金支援に係る
電気料金の特別措置 ）

2026年1月1日実施

四国電力株式会社

20251205 資第6号 認可
2025年12月16日

目 次

1 適 用 範 囲	1
2 適 用 期 間	1
3 燃 料 費 調 整	1
4 料 金	2
5 そ の 他	2
別表 (燃料費調整)	3

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、供給約款 15 (定額電灯)
(4)もしくは供給約款 18 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器
料金、供給約款 16 (従量電灯) (1)ニ、供給約款 17 (臨時電灯) (1)ハ、供
給約款 17 (臨時電灯) (2)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (2)ロ、供給約款
20 (臨時電力) (3)イもしくは供給約款附則 4 (農事用電力[脱穀調整用電
力]のお客さまについての特別措置) (2)の料金または供給約款 16 (従量電
灯) (2)ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (3)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (3)
ハ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3)ロもしくは
供給約款 21 (農事用電力) (3)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費
調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ)、(ロ)また
は(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定さ
れた燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調
整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によっ
て算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を上回り、かつ、120,000円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,000円を上回る場合

平均燃料価格は、120,000円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,000\text{円} - 80,000\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年1月の検針日から2026年2月の検針日の前日までの期間
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年2月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、

a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円の場合

燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2026年1月の検針 日から2026年3月 の検針日の前日ま での期間	2026年3月の検針 日から2026年4月 の検針日の前日ま での期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	87円39銭	29円13銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1 機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえ る1機器につき50ボルトア ンペアまでごとに	52円20銭	17円40銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年1月の検針 日から2026年3月 の検針日の前日ま での期間	2026年3月の検針 日から2026年4月 の検針日の前日ま での期間
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1円41銭	47銭
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペアま での場合	2円82銭	94銭
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペア までごとに	2円82銭	94銭
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	28円17銭	9円39銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針 日から2026年3月 の検針日の前日ま での期間	2026年3月の検針 日から2026年4月 の検針日の前日ま での期間
契約電力1キロワット1日 につき	29円61銭	9円87銭

ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合は、次のとおりといたします。

	2026 年 1 月の検針 日から 2026 年 3 月 の検針日の前日ま での期間	2026 年 3 月の検針 日から 2026 年 4 月 の検針日の前日ま での期間
1 日につき	14 円 81 銭	4 円 94 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026 年 1 月の検針 日から 2026 年 3 月 の検針日の前日ま での期間	2026 年 3 月の検針 日から 2026 年 4 月 の検針日の前日ま での期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	7 円 40 銭	2 円 47 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	14 円 80 銭	4 円 93 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	29 円 60 銭	9 円 87 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	44 円 40 銭	14 円 80 銭
契約電力 3 キロワットをこえる 場合 1 キロワットを増すご とに 1 日につき	14 円 80 銭	4 円 93 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年1月の検針 日から2026年3月 の検針日の前日ま での期間	2026年3月の検針 日から2026年4月 の検針日の前日ま での期間
最低料金	1契約につき最 初の11キロワッ ト時まで	49円50銭	16円50銭
電力量料金	上記をこえる1 キロワット時に つき	4円50銭	1円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年1月の検針 日から2026年3月 の検針日の前日ま での期間	2026年3月の検針 日から2026年4月 の検針日の前日ま での期間
1キロワット時につき		4円50銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃
料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費
調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃

料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1キロワット 1日につき	1円01銭3厘
-------------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。